

協議 1

第 1 次選定（第 1 次調査対象地）の決定について

前回（第 3 回）までの協議結果をふまえて、市全域から立地回避区域を除外し、抽出された『調査対象地』を、第 1 次選定として決定する。

1. 立地回避区域

(1) 第 2 回検討委員会（決定）立地回避要件

- ① 森林地域のうち保安林区域
- ② 自然公園地域（普通地域・特別地域・特別保護地区）
- ③ 自然環境保全地域（普通地区・特別地区・原生自然環境保全地域）
- ④ 鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地【※次回調査対象地から除外】
- ⑥ 土砂災害危険箇所（土石流・急傾斜地・地すべり）
- ⑦ 景観計画区域（景観地区・眺望領域を除く景観重点地区）
- ⑧ 河川・湖沼
- ⑨ 開発許可区域
- ⑩ 主要幹線道路（国県道・都市計画道路）・鉄道
- ⑪ 公園・緑地・風致地区

(2) 第 3 回検討委員会（追加決定分）立地回避要件

- ⑫ 平均傾斜 15 度超
- ⑬ 建築物を含む評価メッシュ
- ⑭ 不整形団地

【資料 1 - 2 「全体図 立地回避区域図」参照】

2. 第 1 次選定（第 1 次調査対象地）の決定

上記の要件（⑤を除く）に該当する箇所を除外した、466 箇所、約 150.5 km²（15,050ha）を『第 1 次調査対象地』とする。※⑤埋蔵文化財包蔵地については、次回『調査対象地』から除外する。

【資料 1 - 3 「第 1 次選定 第 1 次調査対象地域図」参照】

(注) 『第1次調査対象地』466箇所から、『整備候補地』10～12箇所を選定するまでは、『調査対象地』の絞込み作業を重ねることとし、協議2(資料2-1)の2及び3の条件に基づき『調査対象地』等の絞込みを行い、『第2次調査対象地』を抽出する。

また、段階的な絞込みを行うため、平成28年度の検討委員会を6回から7回に増やし、『調査対象地』の絞込みを行う予定である。

今後、『調査対象地』の数は、絞込み作業の経過に伴い、段階的に少なくなるものである。

※ 検討委員会の開催については、協議4で説明